

青森県報

第二百五十三号

令和三年
一月四日
(月曜日)

目次

告 示

- 自衛官候補生(男子)の募集期間、採用試験の期日等及び応募資格……………(市町村課) ……一
- 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………(青少年・男女共同参画課) ……一
- 生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……三
- 地方卸売市場に係る変更の認定……………(総合販売戦略課) ……三
- 公共測量の終了……………(監理課) ……三
- 出先機関
- 土地改良区の定款変更の認可……………(八地域局) ……四

告

示

青森県告示第一号

陸上自衛隊の自衛官候補生(男子)の募集期間、採用試験の期日等及び応募資格を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項の規定により告示する。

令和三年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 募集期間及び採用試験の期日等

募集期間	令和三年一月四日から同月二十五日まで		
試験期日	開始時刻	試 験 場	名 称
	位 置		
筆記試験及び適性検査(WEBS試験方式)	受付後に	(口述試験及び身体検査のみ)	陸上自衛隊青森駐屯地
令和三年二月一日(月)から同月三日(水)	任意の一日(予備日)	青森市大字浪館字近野四五	陸上自衛隊八戸駐屯地
令和三年二月四日(木)	同日	八戸市大字市川町字桔梗野官地	陸上自衛隊八戸駐屯地
口述試験及び身体検査	同日		
令和三年二月六日(土)			

二 応募資格

十八歳以上三十三歳未満の者(三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の翌月の末日現在、三十三歳に達していない者に限る。)

青森県告示第二号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条

第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

令和三年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者(製作者)名	該当条項
一三〇一	書籍	特ダネTABOO!(二九) 秋のエロス&お宝収穫祭 ISBN九七八一四一八九二二一六〇二一四	株式会社インテルフィン	第十二条第一項第一号
一三〇二		臨時増刊ラヴアーズVOL一六 ISBN九七八一四一八三〇一	株式会社大洋図書	
一三〇三		おねチャ。① ISBN九七八一四一五三七一一三九九五一一	株式会社日本文芸社	
一三〇四		恋愛白書バステル 二〇二一年一月号 雑誌一九六二五一一	株式会社宙出版	

青森県告示第二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一	イオン薬局下田店	上北郡おいらせ町中野平四〇の一	令和三年一月四日
	居宅介護事業の種類			
	居宅療養管理指導			

青森県告示第四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一	イオン薬局下田店	上北郡おいらせ町中野平四〇の一	令和三年一月四日
	介護予防事業の種類			
	居宅療養管理指導			

青森県告示第五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)以下「例による生活保護法」という。第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
	居宅介護事業の種類			

イオンリテー ル株式会社	千葉県千葉市 美浜区中瀬一 丁目五の一	居宅療養 管理指導	イオン薬局下 田店	上北郡おいら せ町中野平四 の一	令和 三・三・一
-----------------	---------------------------	--------------	--------------	------------------------	-------------

青森県告示第六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

イオンリテー ル株式会社	千葉県千葉市 美浜区中瀬一 丁目五の一	介護予防 居宅療養 管理指導	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
			イオン薬局下 田店	上北郡おいら せ町中野平四 の一	

青森県告示第七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和三年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 トーワサ ポート	十和田市大字三 本木字野崎一 の三	障害福祉 サービスの 種類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社 夢ブラン ング	三戸郡南部町大 字大向字小波田 四七の二	就労継続 支援A型	情熱	十和田市大字三 本木字野崎一 の三	令和 三・一・一
株式会社 絵夢ブラン ング	三戸郡南部町大 字大向字小波田 四七の二	重度訪問 介護	ヘルパース テーション 想い	三戸郡南部町大 字大向字小波田 四七の二	〃

青森県告示第八号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十四条において読み替えて準用する同法第六条第一項の規定により、次のとおり地方卸売市場に係る変更の認定をしたので、同法第十四条において読み替えて準用する同法第六条第三項において準用する同法第十三条第六項の規定により公示する。

令和三年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

開設者	地 方 卸 売 市 場	変 更 認 定 年 月 日
名 称	名 称	令和 三・二・二〇
住 所	位 置	
三戸郡南部 町大字苦米 地字下宿二 三の一	三戸郡南部 町大字大向 字中居構一 の一	
取 扱 品 目		
野菜・果物及 びこれらの加 工品	野 菜 ・ 果 物 及 び これ ら の 加 工 品 ・ 種 苗 及 び 花 き ・ 種 苗 及 び これ に関 す る 資 材	

青森県告示第九号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測

量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

八戸市

二 測量の種類

公共測量（二級基準点測量作業）

三 測量の期間

令和二年九月十五日から同年十二月八日まで

四 測量の地域

八戸市大字白銀町地内

二級基準点一点

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、中市筒口土地改良区の定款の変更を令和二年十二月十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年一月四日

三八地域県民局長 堀 義 明

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円